

平成十五年農林水産省・環境省令第二号

農薬取締法第三条第一項の登録を要しない
場合を定める省令

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第
二条第一項ただし書の規定に基づき、農薬取締法
第二条第一項の登録を要しない場合を定める省令
を次のように定める。

農薬取締法第三条第一項ただし書に規定する
農林水産省令・環境省令で定める場合は、次に
掲げる場合とする。

一 試験研究の目的で農薬を製造し若しくは加工
し、又は輸入する場合

二 植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一
号）第十七条第一項及び第十八条第二項の規定
による防除を行うために使用する農薬を製造し
若しくは加工し、又は輸入する場合

附 則

この省令は、農薬取締法の一部を改正する法
律（平成十四年法律第百四十一号）の施行の日
（平成十五年三月十日）から施行する。

附 則 （平成三〇年一月三〇日農林水
産省・環境省令第三号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、農薬取締法の一部を改正す
る法律の施行の日（平成三十年十二月一日）か
ら施行する。